

令和6年度第4回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和6年7月8日(月) 午前10時00分開会
午前10時42分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

○議 事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について(依頼)
2) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
3) 建築基準法第44条第1項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
4) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 6名(欠は欠席者)

会 長	横田 隆司		
委 員	阿部 昌樹	委 員	松島 格也
	橋寺 知子		大藤 さとこ
	欠 清水 陽子		中迫 悟志

○出席幹事 計画調整局 坂中(建築指導部長)
森(建築企画課長)
増田(建築情報担当課長)
國領(建築確認課長)
都丸(監察課長)
細見(都市計画課長)

中坊（開発誘導課長）
環境局 三原（環境管理課長）
消防局 吉村（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 山下（注1）、西村（注1）、木戸（注1）、赤井（注1）
村田（注1）岡崎（注1）、北山、森田、三谷、鈴木

（注1）書記

開会 午前10時00分

○幹事（森） おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回大阪市建築審査会を始めます。

出席者の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

なお、円滑な議事進行のため、携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、横田会長から開会のご宣言をいただきまして、建築審査会を進めてまいりたいと思います。会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○横田会長 おはようございます。それでは、ただいまから大阪市建築審査会を開会したいと思います。

まず、事務局のほうから本日の予定等の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（木戸） まず、事務局から委員の皆様のご出席状況の確認と、本日の議事予定の確認をさせていただきます。

委員の皆様のご出席状況でございますが、6名の委員にご出席をいただいておりますので、規定を満たしております。

続きまして、本日の議事記録責任者は橋寺委員と松島委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議事予定をご説明いたします。お手元の次第「3. 議事」をご覧ください。

議事の1) 本日も審議いただく個別同意案件は1件です。議案第13号といたしまして、法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の特例許可に関する案件となっております。

次に、議事の2) につきましては、法第43条第2項第2号の許可、法第44条第1項第2号の許可、法第85条第7項の許可に係ります一括同意基準に適合した許可案件の概要を事務局からご報告いたします。

次に、議事の3) その他事項といたしまして、審査請求事案の報告をさせていただきます。こちらは、建築確認処分の取消しを求めるものでございまして、7月3日付で提出された事案でございます。

議事終了後、事務局から事務連絡をさせていただき、閉会となります。

それでは、議事進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

○横田会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の議事については、今ご説明いただいた議事の1)、議事の2) については審議を公開し、議事の3)、今の審査請求の話ですが、これは行政処分の妥当性に関するものですので非公開としたいと思いますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第13号について、事務局から説明をお願いいたします。

◎同意案件

議案第13号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） それでは、議案第13号についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書のご説明をさせていただきますので、議案書の議案第13号をご覧ください。

建築主は、記載のとおりとなっております。

敷地の位置、此花区夢洲中1丁目地先、2025年日本国際博覧会会場内。

地域地区、準工業地域。

指定容積率、10分の20。建蔽率許可基準により10分の7。

準防火地域。

主要用途、展示場。

工事種別、新築。

敷地面積、建築面積、延べ面積、容積率対象面積は、記載のとおりとなっております。

構造、鉄骨造、アルミニウム合金造。

階数、地上2階。

高さ、6.394メートル。

建蔽率、11.76%。

容積率、13.52%。

建築物の概要は、本申請建物は、2025年日本国際博覧会における展示場である。

許可理由は、記載のとおりとなっております。

適用条文は、法第85条第7項。

許可を要する事項は、仮設建築物を建築するに当たり、別紙による条項の規定を適用除外するため。

備考といたしまして、許可期間、工事着手予定日から解体完了予定日が令和6年8月19日から令和8年3月21日となっております。

次に、本案件が一括同意基準に該当しない理由をご説明いたします。

まず、仮設許可基準で定義しております空地等及び管理用通路について、別紙第1図の紙ファイル、1ページ目、右側の会場全体配置図を見ていただきながら簡単にご説明いたします。

会場内の通路は、建築基準法上の道路に該当しないため、会場内の通路にしか接しない各敷地は、少なくとも法第43条の接道規定を適用除外とする必要があり、これまでも仮設建築物の許可を取得しております。仮設許可を行う大阪市としましては、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるに当たり、建築基準法上の道路と同等の機能があると判断できるような通路空間を、主催者である博覧会協会と配置計画や会場内の動線計画等の情報共有を行った上で、空地等及び管理用通路と定義づけしております。

通常、一般来場者が会場内動線として通行することができる通路・広場等を「空地等」、各施設への運搬等で利用するバックヤード通路を「管理用通路」と定義づけております。管理用通路は基本的には空地等と管理用通路の接続部分がゲート等で管理されており、一般来場者は通行することができませんが、避難時等はゲート等を開放して、一般来場者も避難経路として利用できる計画となっております。

なお、空地等及び管理用通路につきましては、会場全体として接道する建築基準法上の道路まで接続される計画となっております。

次に、許可基準として、法第43条の適用除外の代替及び仮設建築物の許可でも適用除

外できない避難規定を満たすために、各建物は空地等または管理用通路に接することを求める規定を定めております。

また、パビリオンなどの展示場等や劇場等につきましては、建物から空地等及び管理用通路への2方向避難の規定を設けております。その際、少なくとも1辺は一般来場者が会場内動線として通行する空地等に接することとしております。

なお、この基準は、当時、博覧会協会の配置計画、動線計画及び整備計画に大きな影響がないことを踏まえた上で制定しており、最低限の共通基準事項であるため、一括同意基準にも同様に規定しております。

本案件の申請地につきましては、1ページ目の会場全体配置図を見ていただきますと、会場右下端の管理本部や供給処理施設がある、通常、一般来場者が入れない管理エリアとなっております。なぜ管理エリアに計画することになったかは、他のパビリオンと異なり、屋外に設置する一定の作動音等が発生するメタネーション設備などを観覧してもらうため、一般エリアではなく、当初想定していなかった管理エリアに設けることを博覧会協会が決定したことによるものです。

これにより、本申請地は一括同意基準で定める、少なくとも1辺は空地等に接することに該当しないため、個別審議となりますが、あくまでも一般来場者が会場内動線として通行する空地等に接していないだけで、管理用通路に2辺接しており、避難時は2方向避難することができる計画のため、空地等と接している一般エリアの各パビリオンの申請地と同等に避難上支障ないと考えております。

なお、本案件の西側隣地に計画しておりますCO₂回収技術の実証プラントの展示施設は、同様の理由により、今年2月の建築審査会で個別審議の上、同意いただいております。

次に、議案書別紙にて計画内容をご説明いたしますので、右肩、議案第13号、別紙第1図の紙ファイルをご覧ください。

1ページ目は、用途地域区分図及び会場全体配置図です。図面上が北方向となっております。図面左上が夢洲全体、左下が申請地周辺の拡大図の用途地域区分図で、赤囲いの部分が申請地となっております。次に、図面右は会場全体配置図です。赤囲いの部分が申請地となります。

次に、2ページ目をご覧ください。2ページ目は、設計概要書ですが、先ほどの議案書と重複しますので、省略させていただきます。

次に、3ページ目をご覧ください。3ページ目は、敷地の南側から見た全体透視図となっております。

次に、4ページ目をご覧ください。4ページ目は、配置図となっております、図面左上が北方向となっております。配置計画については、敷地南西寄りに、屋外に設置するメタネーション設備の説明等を行う展示室及び従業員詰所が入る管理事務棟、管理事務棟と屋外に設置するメタネーション設備を見学するスペースをつなぐT字形状の見学者通路棟、敷地東側にバイオガスを生成するために必要な生ごみを受け入れる生ごみ受入棟の計3棟を計画しており、見学者通路棟の南北にメタネーション設備などが屋外に設置される計画となっております。

なお、見学者通路は敷地西側境界線まで計画されており、CO₂回収設備等を見学する西側隣地の展示施設通路と接続される予定と聞いております。

また、敷地周囲の状況は、敷地北側及び南側が許可基準で定義する管理用通路に面しており、見学者が利用する管理事務棟及び見学者通路棟の避難に関しては、緑色の斜めハッチングの経路から管理用通路へ避難する計画となっております。

隣地の情報としましては、西側に先ほどご説明いたしました展示施設、東側に供給施設等が計画されております。

次に、本施設の利用につきましては、一般来場者が自由に通行できない管理エリアのため、完全予約制で大屋根リングの北西側に計画されるガス協会パビリオンの北側から専用バスに乗り、会場内の管理用通路を通り、敷地南側に設ける敷地内バス乗降所で降りて建物内に入る計画となっております、現地滞在約40分で、帰りも行きと同じく専用バスでガス協会パビリオンに戻る予定と聞いております。

利用人数につきましては、1グループ約13人、1日最大5組での運用を検討しているとのことです。

なお、西側展示施設と同様、基本的には各々で予約して見学するとのことですが、片方の予約で一体的に見学できるようにするかは、博覧会協会と両施設で協議中とのことです。

配置図の説明としては最後になりますが、簡単にメタネーション設備の説明をいたします。まず、生ごみ受入棟に設置するディスポーザーユニットに生ごみを投入し、メタンユニットにてメタン発酵によりバイオガスを生成、水素発生装置で水素を生成した上で、バイオメタネーション設備及びメタネーション設備でバイオガスと水素を合成し、

製造されたe-メタンを会場内のガス消費機器で利用する実証実験を行う予定とのことです。なお、この設備は、現在、大阪広域環境施設組合が運営する舞洲ごみ焼却工場の敷地内にて大阪市や同組合の協力の下、実証実験を行っており、その設備を万博開催中は移設して実証実験を行う予定とのことです。

次に、5ページ目をご覧ください。5ページ目は、管理事務棟の平面図となっております。図面左上が北となります。構造は一般的な鉄骨プレハブ建物の2階建てで、1階が見学する屋外メタネーション設備等の事前説明などを行う展示室となっております、2階は従業員専用の事務室となっております。火気使用につきましては、各階ともありません。

なお、トイレにつきましては、必要に応じて西側展示施設のトイレを利用できるようになっているとのことです。また、従業員は周辺の管理施設のトイレを利用する予定と聞いております。

次に、仮設許可基準につきましては、展示場用途であるため、一般来場者が利用する部分に内装制限の規定がありますが、適合する計画となっております。

また、屋外への避難に関して、屋外の出口の扉幅等の規定がありますが、こちらも適合する計画となっております。

次に、6ページ目をご覧ください。6ページ目は、管理事務棟の各立面図となっております。

次に、7ページ目をご覧ください。7ページ目は、管理事務棟の各断面図となっております。

次に、8ページ目をご覧ください。8ページ目は、見学者通路棟の平面図となっております。図面左上が北となります。壁のない開放性のある平家建てとなっております、バス乗降場から管理事務棟、管理事務棟からメタネーション設備等を見学するスペースを行き来する通路及び見学スペースとなっております。

次に、9ページ目をご覧ください。9ページ目は、見学者通路棟の屋根伏図となっております。図面左上が北となります。

次に、10ページ目をご覧ください。10ページ目は、見学者通路棟の各立面図となっております。

次に、11ページ目をご覧ください。11ページ目は、見学者通路棟の各断面図となっております。

次に、12ページ目をご覧ください。12ページ目は、生ごみ受入棟の平面図及び断面図となっております。図面左側が平面図で、左上が北となります。図面右側が各断面図となります。

最後に、13ページ目をご覧ください。13ページ目は、生ごみ受入棟の各立面図となっております。

議案第13号のご説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○横田会長 はい、ありがとうございました。

それでは、今、ご説明いただいた議案第13号について、委員の先生方、何かご意見、ご質問等ございましたらご自由にお願したいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、松島委員。

○松島委員 ご説明ありがとうございました。

このメタネーション設備というのは、何というか燃焼させるもの、要は熱とか火とか、そういったものが出るものかというところと、もしそうであれば、たしか見学者通路は壁がないとおっしゃいましたっけ、屋根だけ。

○事務局（岡崎） 壁はなく、屋根と柱だけです。

○松島委員 その安全性とかの確保というのがどうなっているかというところを教えてくださいませんか。

○事務局（岡崎） メタネーション設備自身は、中で火をおこすというものではないです。

○松島委員 私も知ってる限りでいうと、多分火はおこさないんだけど、熱はそれなりに上がるという認識なんですけど、それで合ってますか。

○事務局（岡崎） そうですね。

○松島委員 例えば現状のところから移設されるとおっしゃったんで、そこでどんなふうに対策されてるかとか、それに基づいてるものであれば問題ないのかなという感じですが、どのような配置になるのか教えていただければと思いますが。

○幹事（三原） 環境局の三原でございます。

委員のおっしゃるとおり、燃焼するわけではなく、単に化学反応ですけども、一定の温度は上がると思っております。舞洲のところでも実証しましたけども、それほど問題はあるわけではなくて、特に、その施設をそのまま今回移設するわけでございますので、問題はないという認識でございます。

○松島委員 この見学者通路と燃焼施設との距離感というか、当然、その間に何か壁があ

ったりとか、要はその300度、500度が直接来るわけではないということの確認だけでも。

○事務局（岡崎） そのあたりは施主が安全性を確認された上での配置計画だと思っております。

○横田会長 はい、ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

あと、来場者がバスで来たときに、バスとそのブルーのところの間に微妙に切れてるところがありますが、そこは勝手に子供が走り出すとか、そんなことがないでしょうか。横に高圧分電盤とかあるから、その辺まで行ってしまっても大丈夫かなとか、いろんなことを少し考えました。

○事務局（岡崎） もともとこの管理エリアが自由に通行できないところですので、その辺りに警備員等も配置されると思うんですけども、設備機器の周りのフェンス等につきまして再度確認させていただきたいと思います。

○横田会長 よろしくお願いたします。

ほか、委員の先生方、よろしいですか。はい、じゃ、特に何も無いようでしたら、同意ということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

（各委員からの異議の発言なし）

以上で、1)の個別同意案件が終わりましたので、引き続きまして議事の2)一括同意基準に適合した許可案件について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（赤井） それでは、法第43条第2項第2号の許可、接道特例許可に係る一括同意基準に適合し、令和6年6月1日から令和6年6月30日までに許可したものについてご報告をいたします。お手元に配付しております片面刷りのA3資料をご覧ください。

今回ご報告させていただきますものは、一括同意整理番号、第16号から第18号の計3件です。用途は、有料老人ホームが1件、戸建て住宅が2件となっております、空地

等の種別は、全てその他通路となっております。以上です。

• **道路内建築物特例許可（建築基準法第44条第1項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて**

○事務局（木戸） 次に、法第44条第1項第2号の許可、道路内建築物特例許可に係ります一括同意基準に適合し、6月1日から30日までの間に許可したものについてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

整理番号、第1号から第6号の6件でございますが、こちらは、全て道路内に設ける国または地方公共団体が設置する喫煙所でございます。公益上必要な建築物で、通行上支障がないと認めて許可をしたものとなります。以上です。

• **仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて**

○事務局（岡崎） 続きまして、2025年日本国際博覧会における法第85条第7項、仮設建築物特例許可に係る一括同意基準に適合し、令和6年6月1日から6月30日までに許可したものについてご報告いたします。

まず、今回ご報告いたします6件の計画概要をまとめた一覧表となっております。

次に、今回ご報告の6件を含めた同意件数の集計表となっております。前回までに個別審議の上、同意いただきました件数が21件、前回までにご報告いたしました一括同意件数が152件、今回ご報告の一括同意件数が6件となります。

最後に、今回ご報告させていただく会場内でメインとなります展示場等の用途であるパビリオンの案件3件の配置図及びパースを添付しておりますので、ご参照ください。

一括同意基準に適合したものの報告は以上です。

○横田会長 ご報告ありがとうございました。

何かご意見等あればよろしくお願ひしたいと思います。

○阿部委員 質問なんですけれども、道路上の建築物の第44条ですけれども、法律の条文ではトイレとか交番とかみたいなものが例示されていたと思うんですけども、その喫煙所というのが、そもそも公益上必要な建物、分煙の推進というのものもあるのかなという気もするんですけども、今そもそも道路が完全に禁煙になっていたりして、喫煙場所が公益上必要な建築物と言えるのかどうか、どうなんだということなんですけれども、これは何か解釈が定まっているのであれば教えていただけますか。

○事務局（木戸） 本市で、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例というも

のを施行してありまして、現在は6地区を路上喫煙禁止区域として、路上喫煙対策の取組を推進しているところなんですけれども、令和7年1月に大阪市域が全域、道路、公園などの公共の場が路上喫煙禁止区域に拡大されることを踏まえまして、大阪市路上喫煙対策委員会というところで、大阪市全域で喫煙所を設置していこうと取組をしているところでございます。

設置場所については、本市環境局より、各区役所に設置場所の検討を依頼いたしまして、現状の路上喫煙状況などを総合的に判断して選定しているところです。基本的には道路上ではなく、官有地や民間の建物の中での喫煙場所の整備をお願いしてきていると聞いておりますが、状況により道路上に設けざるを得ないものにつきましては、道路内や公園内への設置というものも行っているところです。

本市といたしましては、市の条例に基づいて市域全域を路上喫煙禁止区域にするという施策を進めるにあたり分煙の必要があるということで、「国または地方公共団体が設置する喫煙所」につきましては、地方公共団体である本市の環境局が維持管理を行うことを条件に、公衆便所や派出所と同等の「公益上必要な建築物」として扱って許可しているところでございます。

○阿部委員 ありがとうございます。

分煙という発想であれば納得できないことはないんですけども、特に大学とか今キャンパス全体、禁煙になってますので、そういうこととの整合性というようなことをちょっと考えてしまったということで、そういう方針で当面やっていくということであれば、分煙をきちっとするという理解であれば、分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、先生方、よろしいでしょうか。

では特にないようですので、報告を受けました。ありがとうございます。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、最後に、議事の3)について、事務局から7月3日付で提出された審査請求事案の報告をお願いいたします。

<非公開>

○横田会長

報告をお受けいたしました。ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（木戸） 次回の建築審査会につきましては、8月5日月曜日午前10時から、場所は本日と異なりまして、市役所の地下1階、第11共通会議室での開催を予定しております。

議案内容は、個別許可案件といたしまして、電気室に係る部分の容積率の特例許可案件が1件、総合設計許可案件が2件、仮設建築物の特例許可案件5件の合計8件をご審議いただく予定です。

最後に、お手数ですが、交通費の書面の内容をご確認いただき、チェック欄への記載とご署名をいただいた上で、机の上に置いてご退室くださいますようお願いいたします。

事務連絡は以上です。

○横田会長 ありがとうございました。

それでは、本日の建築審査会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時42分